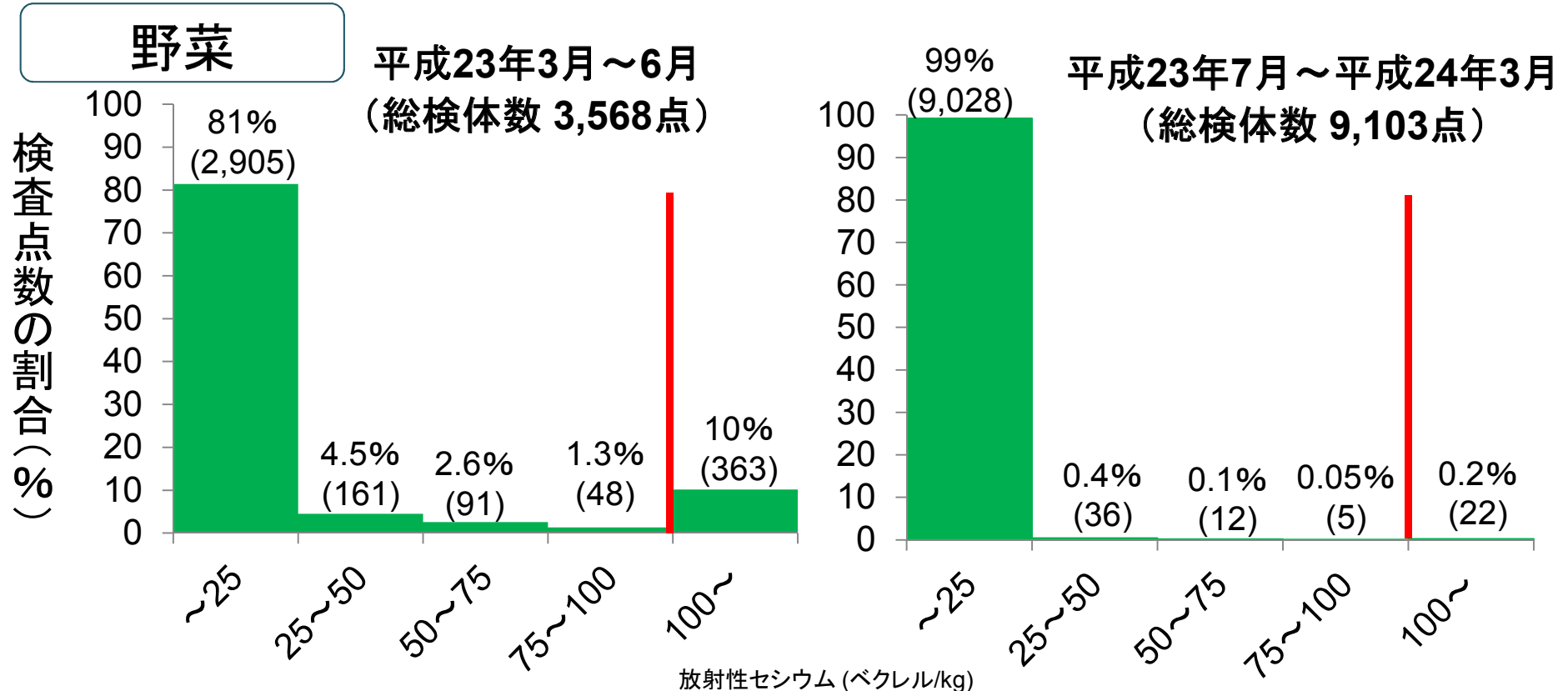


野菜の検査結果の推移（～平成24年度）

- 事故直後に、放射性物質が生育中の作物に降下・付着したことから、100ベクレル/kg超がみられた。事故後に耕起作業をし、栽培した野菜については、基準値超過割合が著しく低い。



(注)・平成25年3月31日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

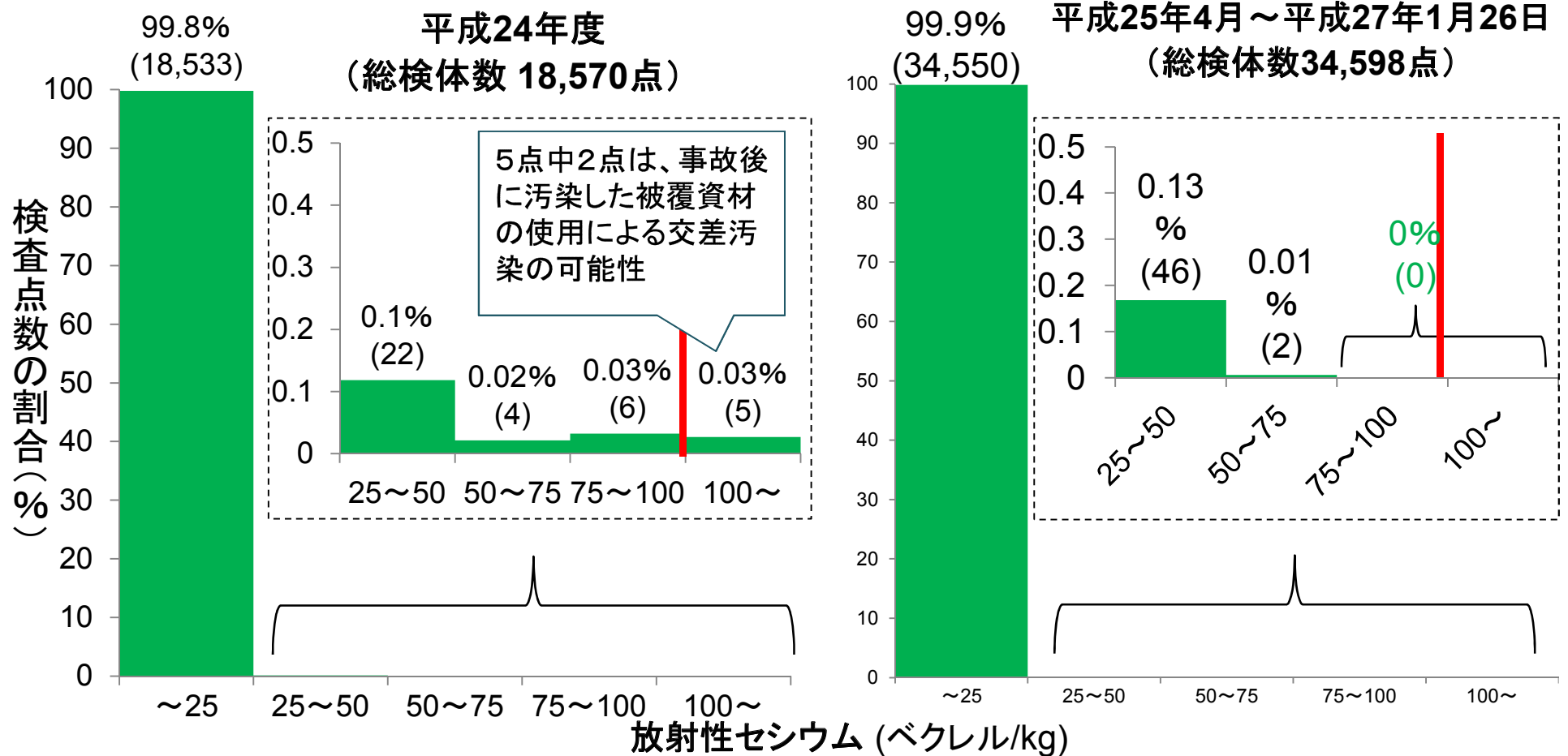
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

野菜の検査結果の推移（～平成27年1月26日）

- 平成24年度以降は、100ベクレル/kg超はごくわずかであり、平成25年度以降は基準値超過無し。

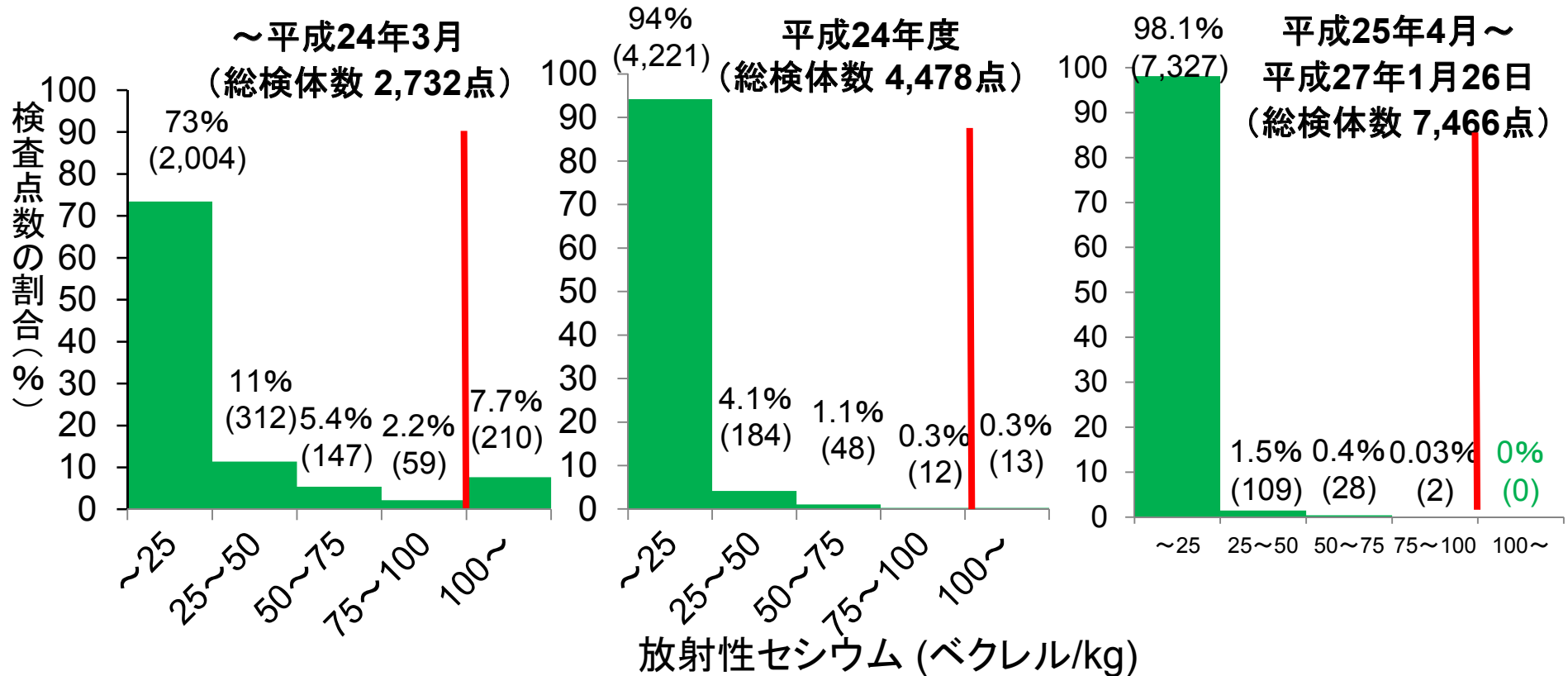


(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

果実の検査結果の推移（～平成27年1月26日）

- 平成23年度、事故直後に樹体に降下・付着した放射性セシウムの影響から、100ベクレル/kg超が1割弱みられた。
- 平成24年度は、100ベクレル/kg超の割合はごくわずかであり、平成25年度以降は基準値超過無し。

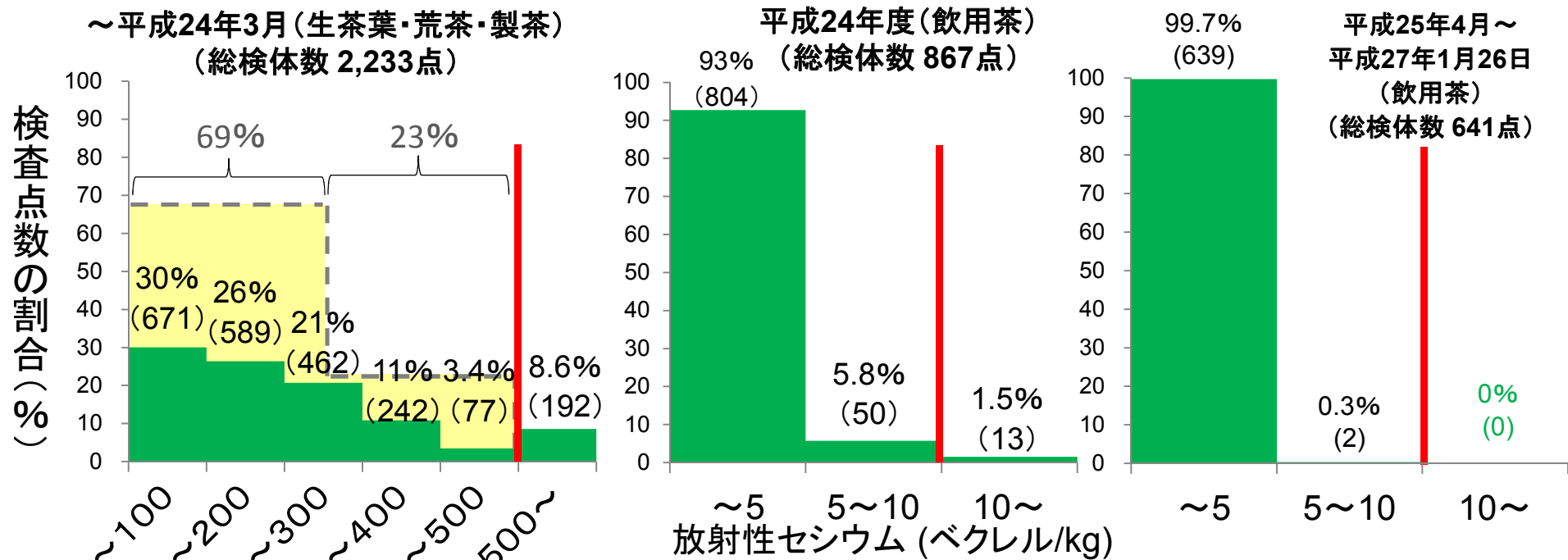


(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未满是25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

茶の検査結果の推移（～平成27年1月26日）

- 平成23年度は、事故直後に葉や枝に降下・付着した放射性物質の影響から、暫定規制値超過が1割弱みられた。
- 平成24年度以降は、基準値超過の割合は減少し、平成25年度以降は基準値超過無し。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

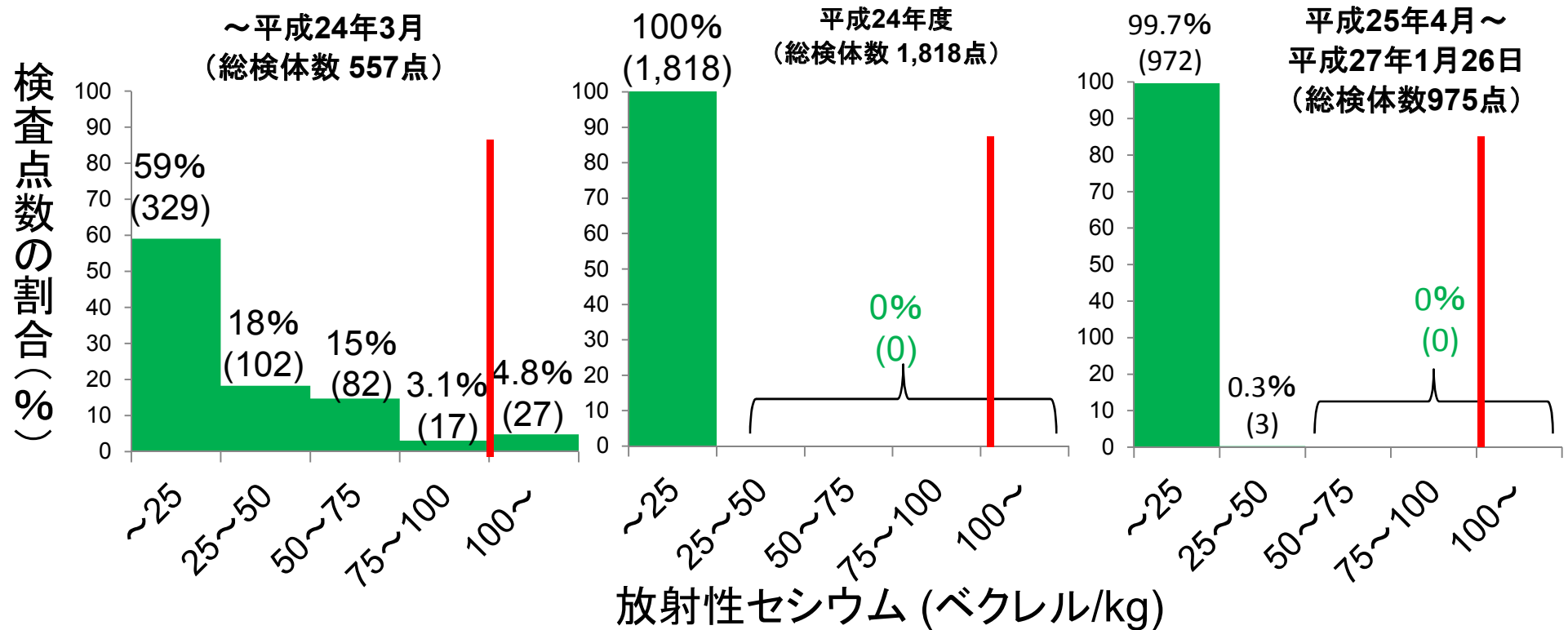
・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10ベクレル/kg、平成23年度は生茶葉・荒茶・製茶の状態で500ベクレル/kg(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は、荒茶の概ね50分の1)。

・検出下限値未滿は、平成24年3月までのものは100ベクレル/kg以下、平成24年4月以降のものは5ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

麦の検査結果の推移（～平成27年1月26日）

- 事故直後は、生育中の麦に放射性物質が降下・付着したことから100ベクレル/kg超が約5%みられた。
- 平成24年度以降基準値超過無し。

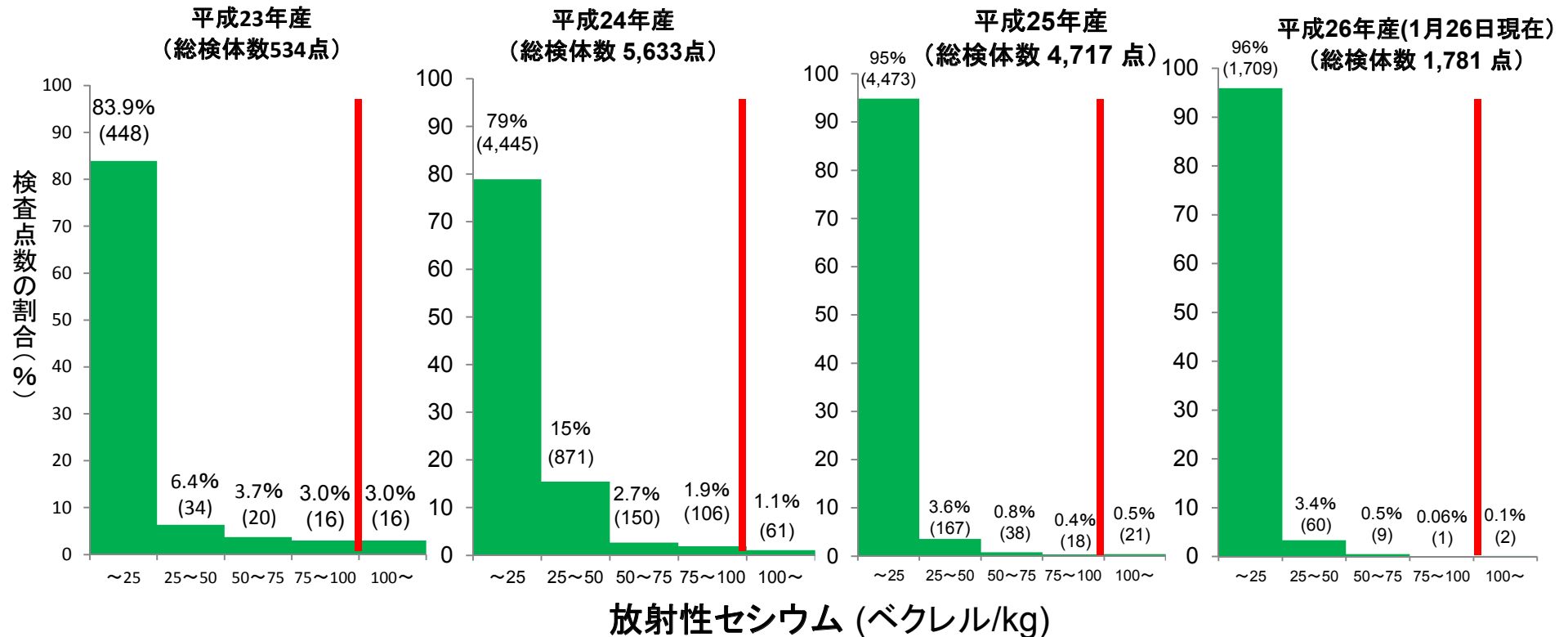


(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未满是25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

大豆の検査結果の推移（～平成27年1月26日）

- 平成23年産は、根からの吸収により検体数の3%で100ベクレル/kgを超過。
- 平成24年産以降も、100ベクレル/kg超過がみられるものの、その割合が低下。



- (注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
- ・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。
 - ・生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

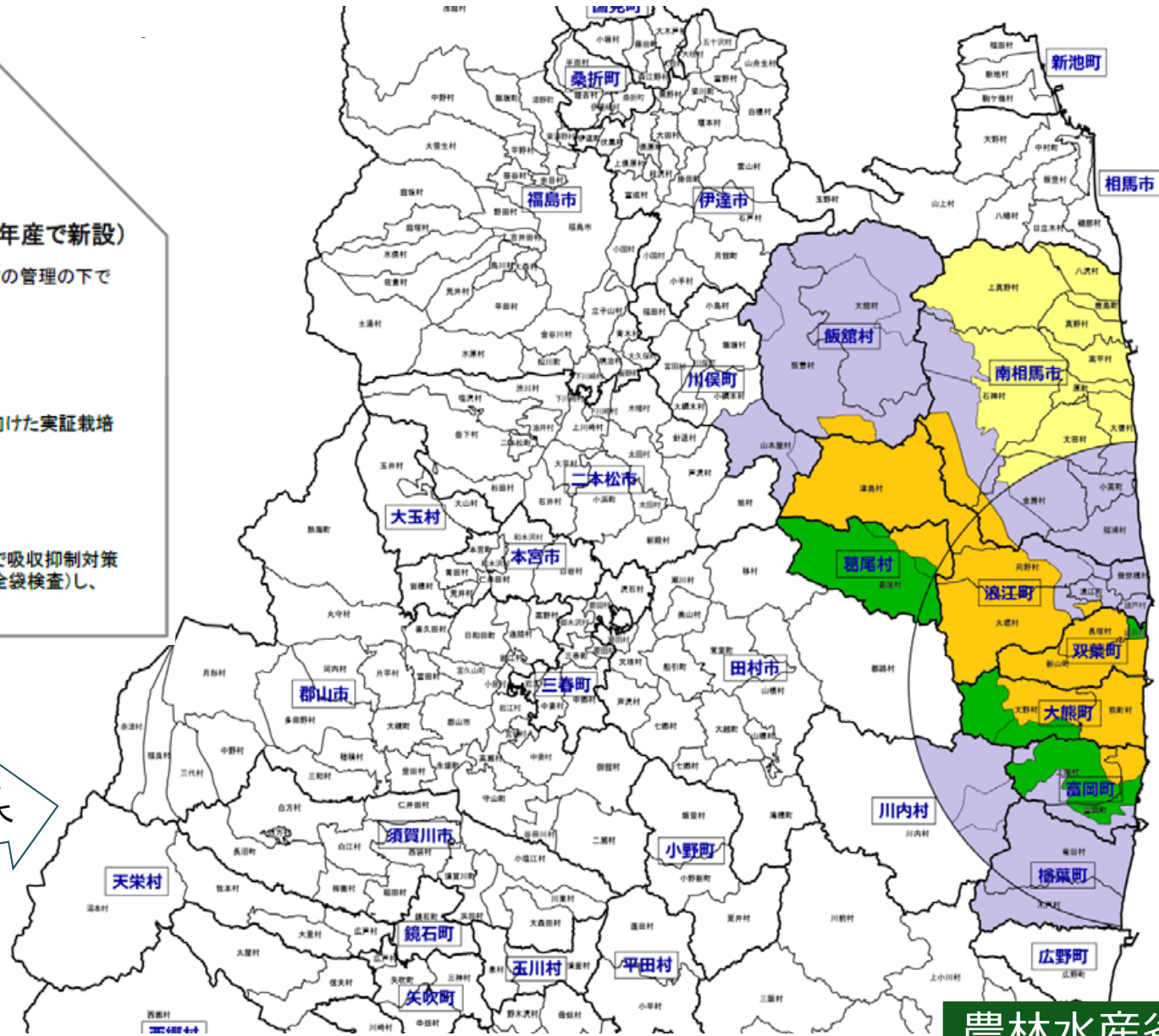
平成26年産米の安全対策

作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで 安全確保

- 平成25年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 営農が制限されている居住制限区域は農地の保全管理や試験栽培
- ③ 避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では実証栽培
- ④ 平成25年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、全量を管理・検査
- ⑤ それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認

平成26年産稲の作付制限等の対象区域

- 作付制限**
作付・営農は不可。
- 農地保全・試験栽培 (26年産で新設)**
除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、平成24年産米から、県全体で全袋検査を実施。



米の検査結果（～平成27年1月26日）

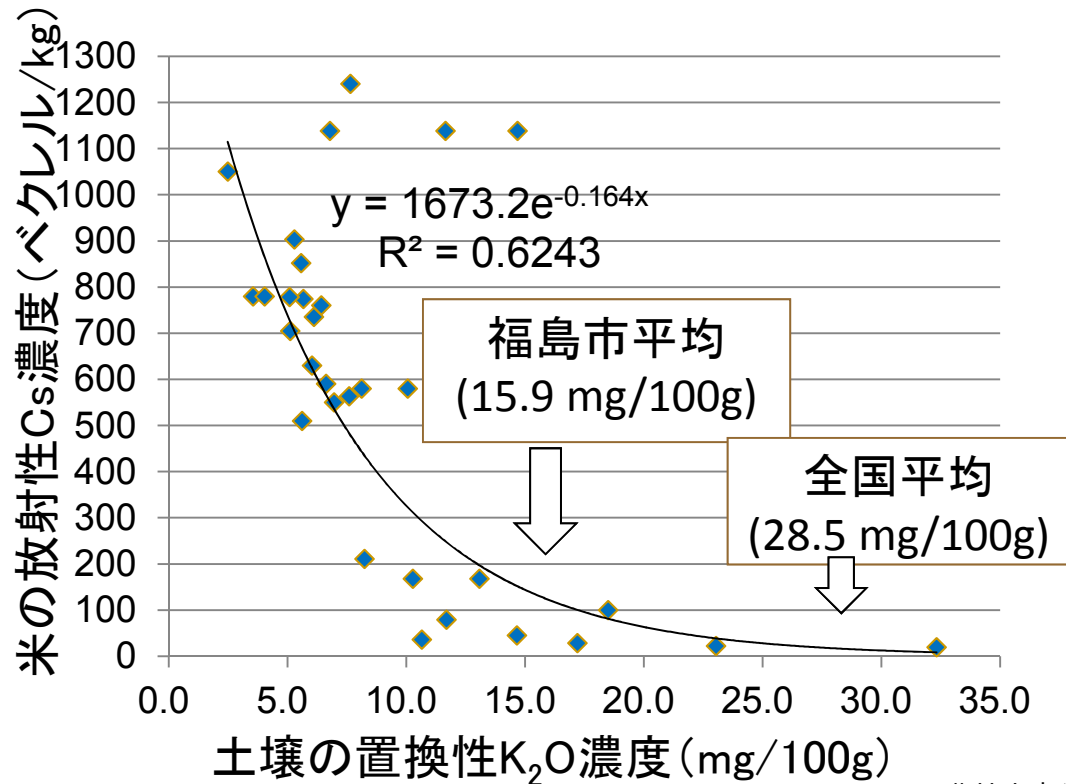
	50ベクレル/kg以下	50ベクレル/kg超 ～ 100ベクレル/kg	100ベクレル/kg超	超過割合 (%)
平成26 年産	1,086万	14	0	0%
平成25 年産	1,104万	817	28	0.0003%
平成24 年産	1,037万	2,095	84	0.0008%
平成23 年産	25,063	809	592	2.24%

平成27年1月26日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

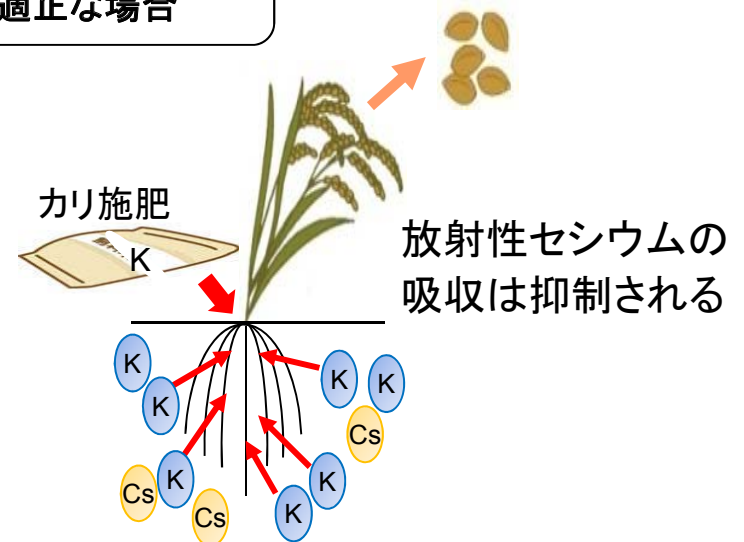
農林水産省

- ・ 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- ・ 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が適正な場合

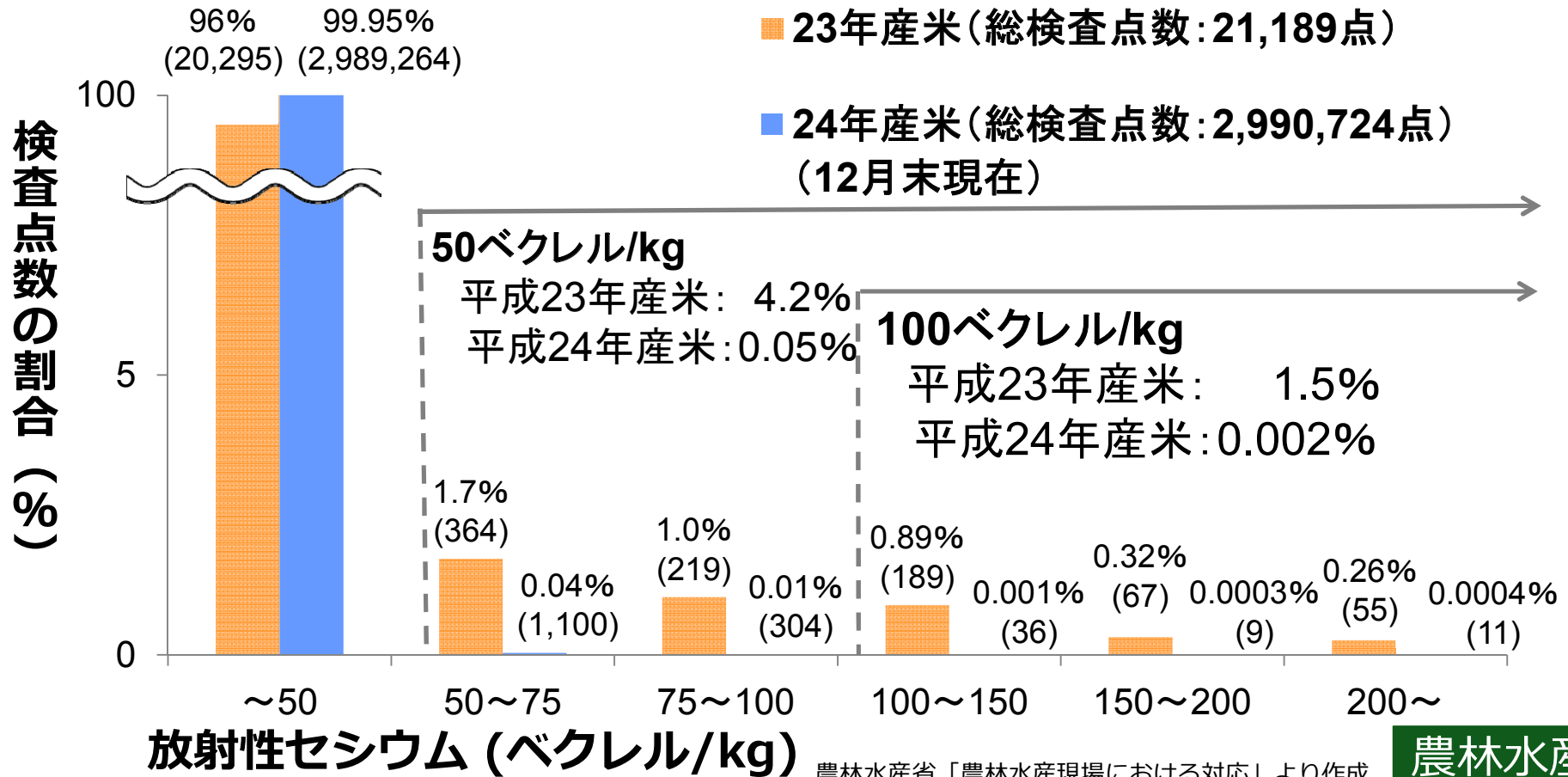


農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

平成23年産と比較すると100ベクレル/kg超過割合は減少。

平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県）
（平成23年産米の緊急調査の対象区域）



- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

飼料の暫定許容値の改訂

食品の新基準値（食肉100ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg）を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (ベクレル/kg)	新暫定許容値 (ベクレル/kg)
牛	300※	100
豚	300	80
鶏	300	160
養殖魚	100	40

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000ベクレル/kg。

家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

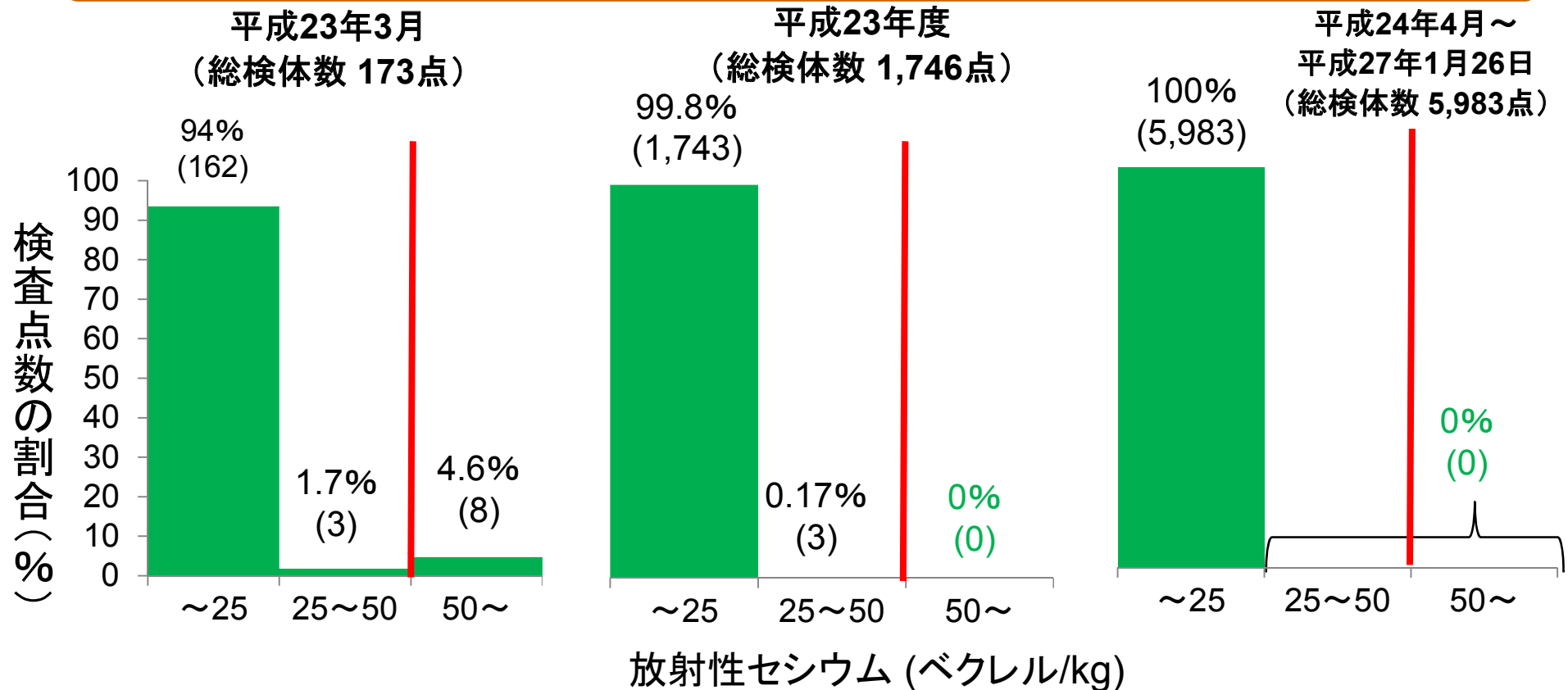
5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）
では、3か月に1度、全戸検査を実施。
特に、このうち4県（岩手県、宮城県、福島県、
栃木県）については、一部の農家について出荷に
当たり全頭検査を実施。

② 乳

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）
では、2週間に1度、検査。

原乳の検査結果（～平成27年1月26日）

- 福島第一原発事故当初には50ベクレル/kgを超過した原乳がみられた。
- 平成23年度以降基準値超過無し。



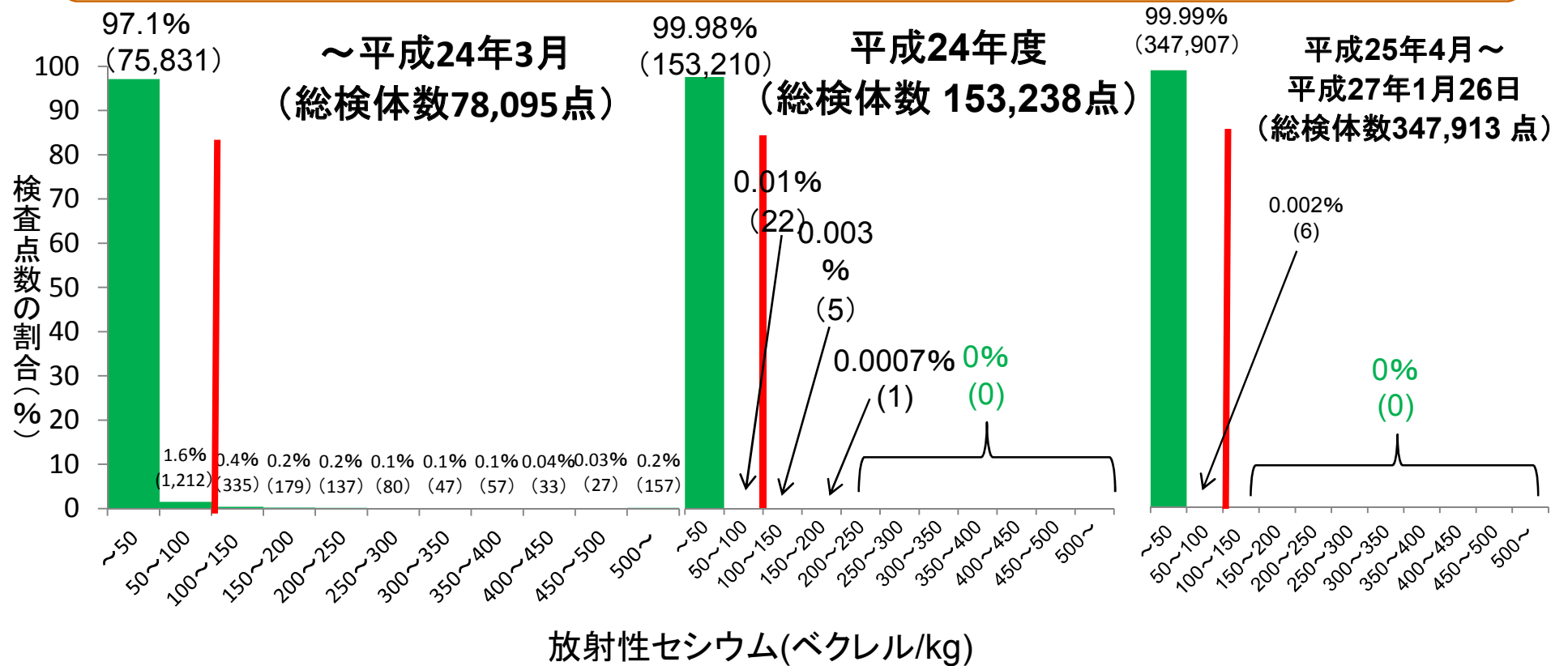
(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

牛肉の検査結果（～平成27年1月26日）

- 平成23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100ベクレル/kg超過がみられた。
- 平成24年度は100ベクレル/kg超の割合は大幅に低下し、平成25年度以降は基準値超過無し。



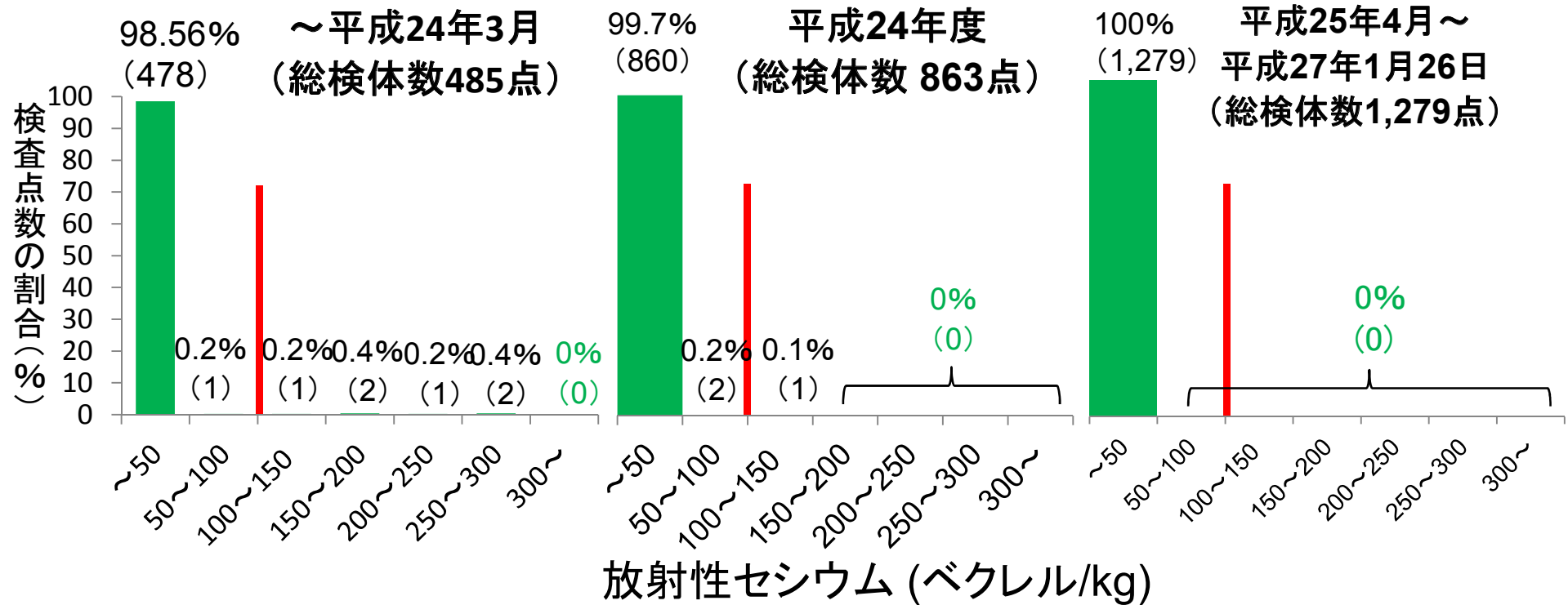
(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

- 豚・鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・卵については平成23年度から大部分（99%）が100ベクレル/kg以下。
- 平成25年度以降は基準値超過無し。

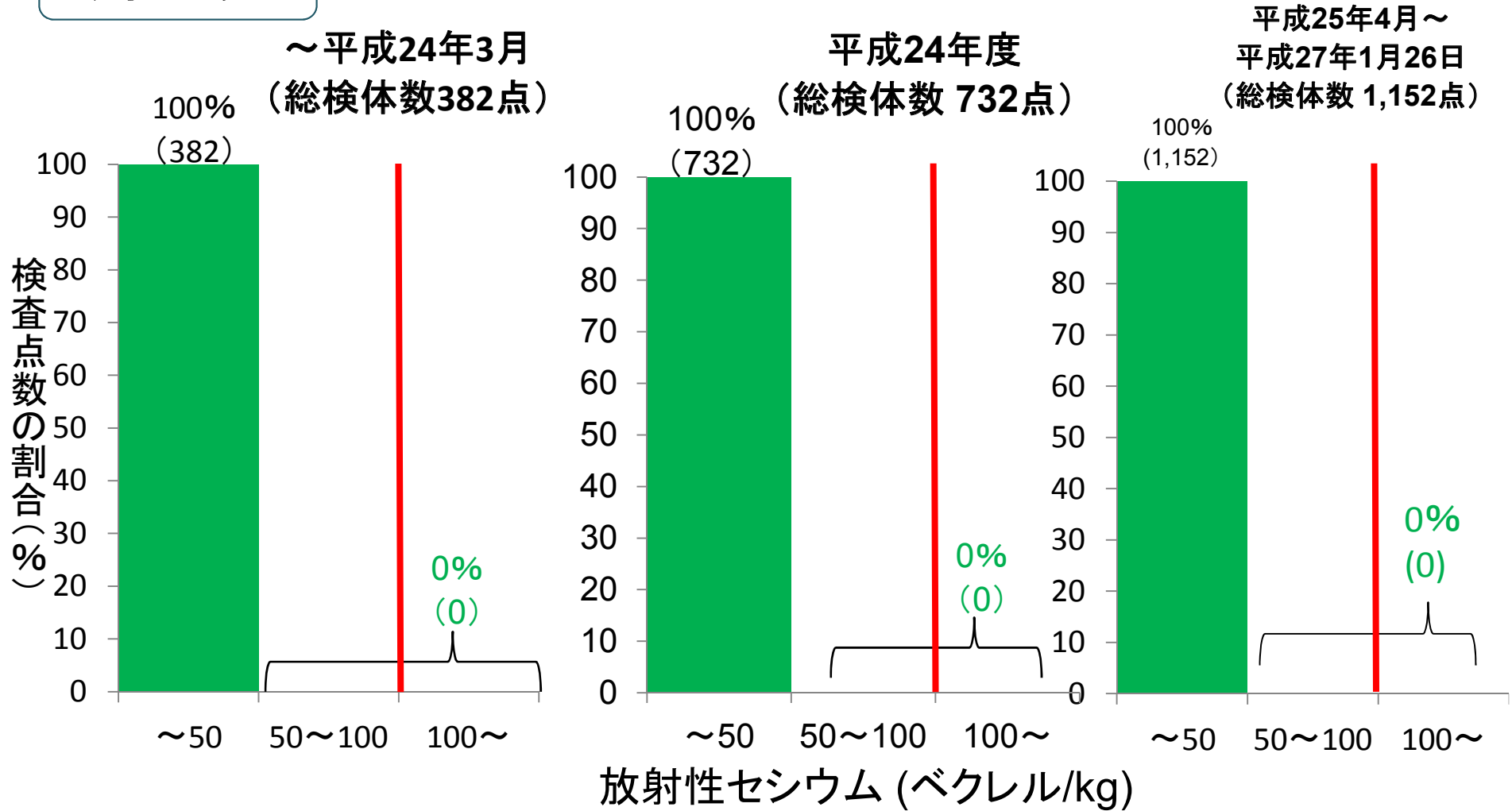
豚肉



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未滿は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

鶏肉・卵



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は50ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の放射性物質による汚染低減対策や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



きのこ原木等の当面の指標値【参考】

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後（平成24年4月～）	
きのこ原木	150ベクレル/kg	きのこ原木及びほだ木	50ベクレル/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200ベクレル/kg

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

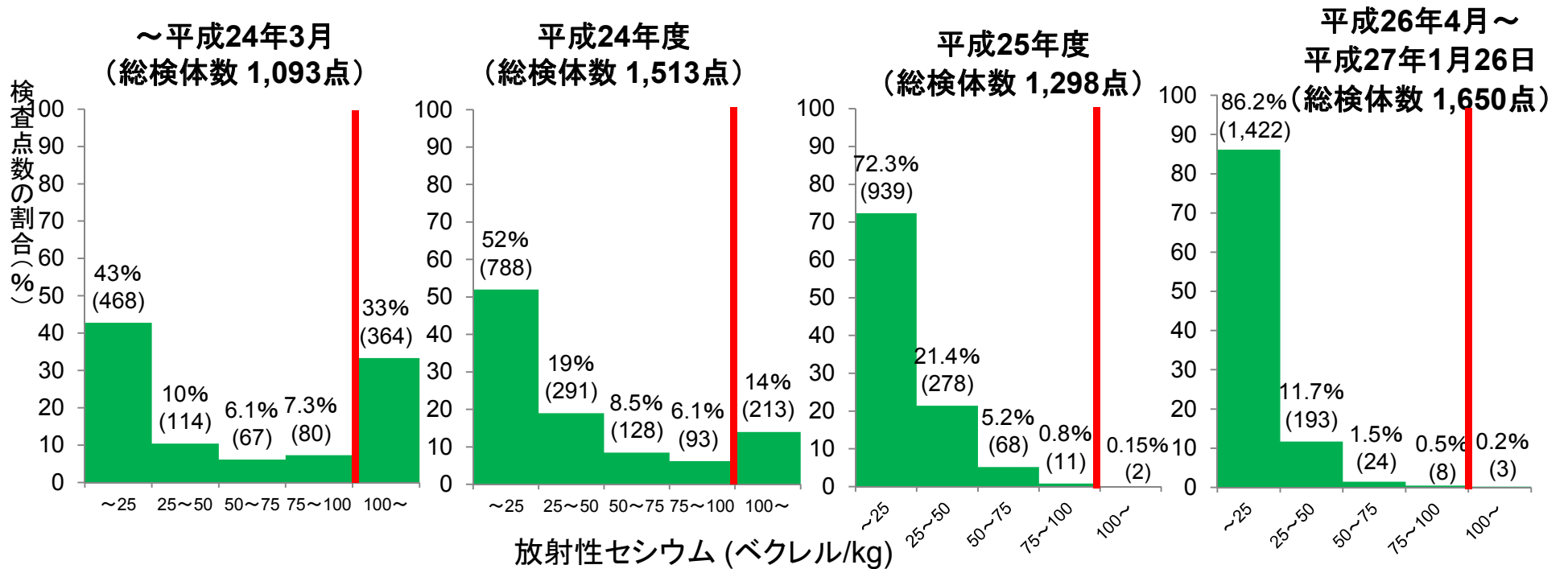
菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

原木しいたけの検査結果（～平成27年1月26日）

- 平成23年度は基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々減少している。
- 出荷制限指示（平成27年1月26日時点）
露地栽培：6県（93市町村） 施設栽培：4県（17市町）



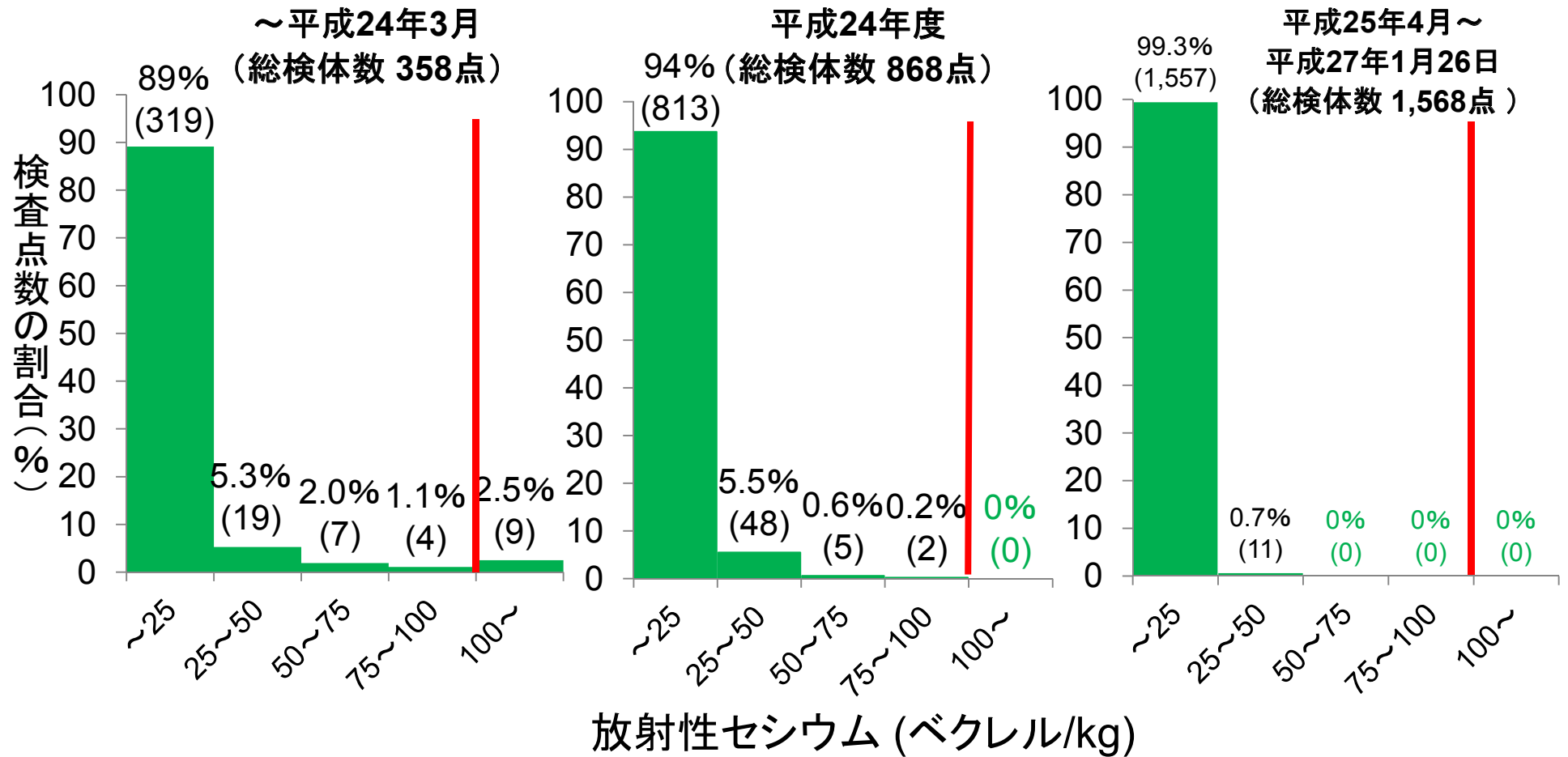
(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未满是25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

菌床しいたけの検査結果（～平成27年1月26日）

菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものは無い。



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

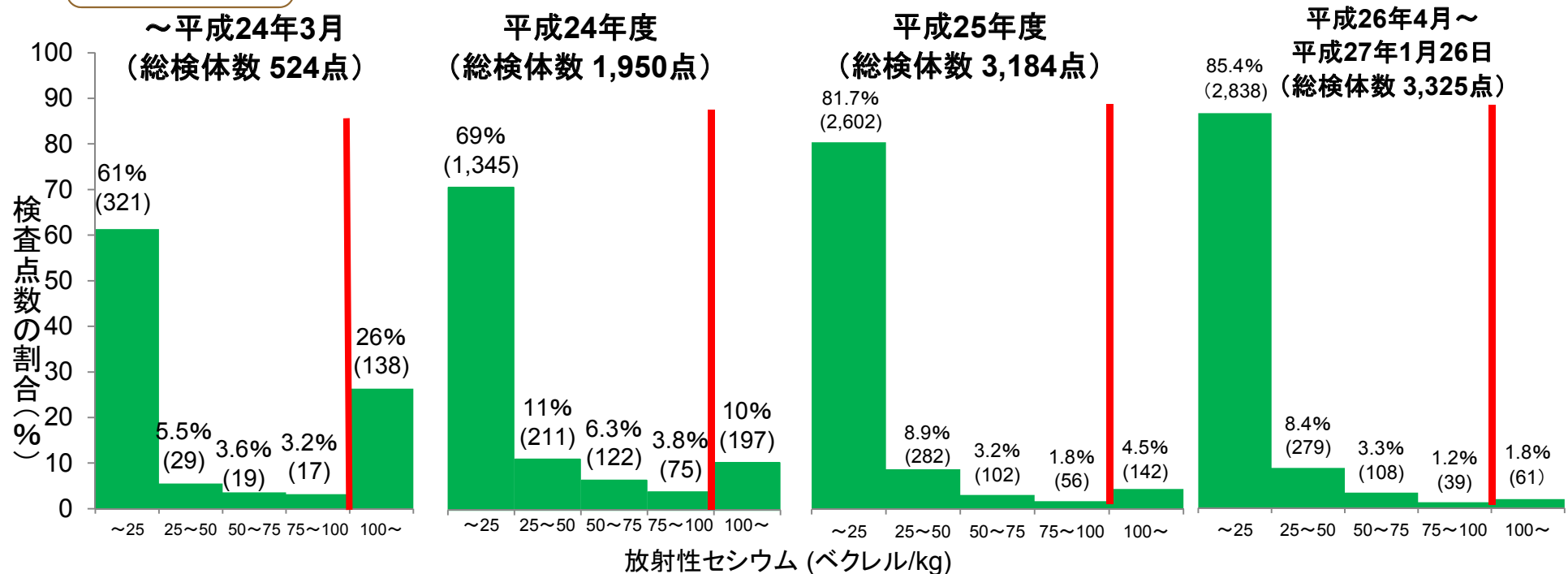
・検出下限値未满是25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

山菜等の検査結果（～平成27年1月26日）

- 山菜や野生きのこでは、平成24年度以降も基準値を超えたものがある。
- 出荷制限指示（平成27年1月26日時点）
 - 山菜（たけのこ・くさそてつ等）：7県（107町村）
 - 野生きのこ：10県（109市町村）

山菜



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

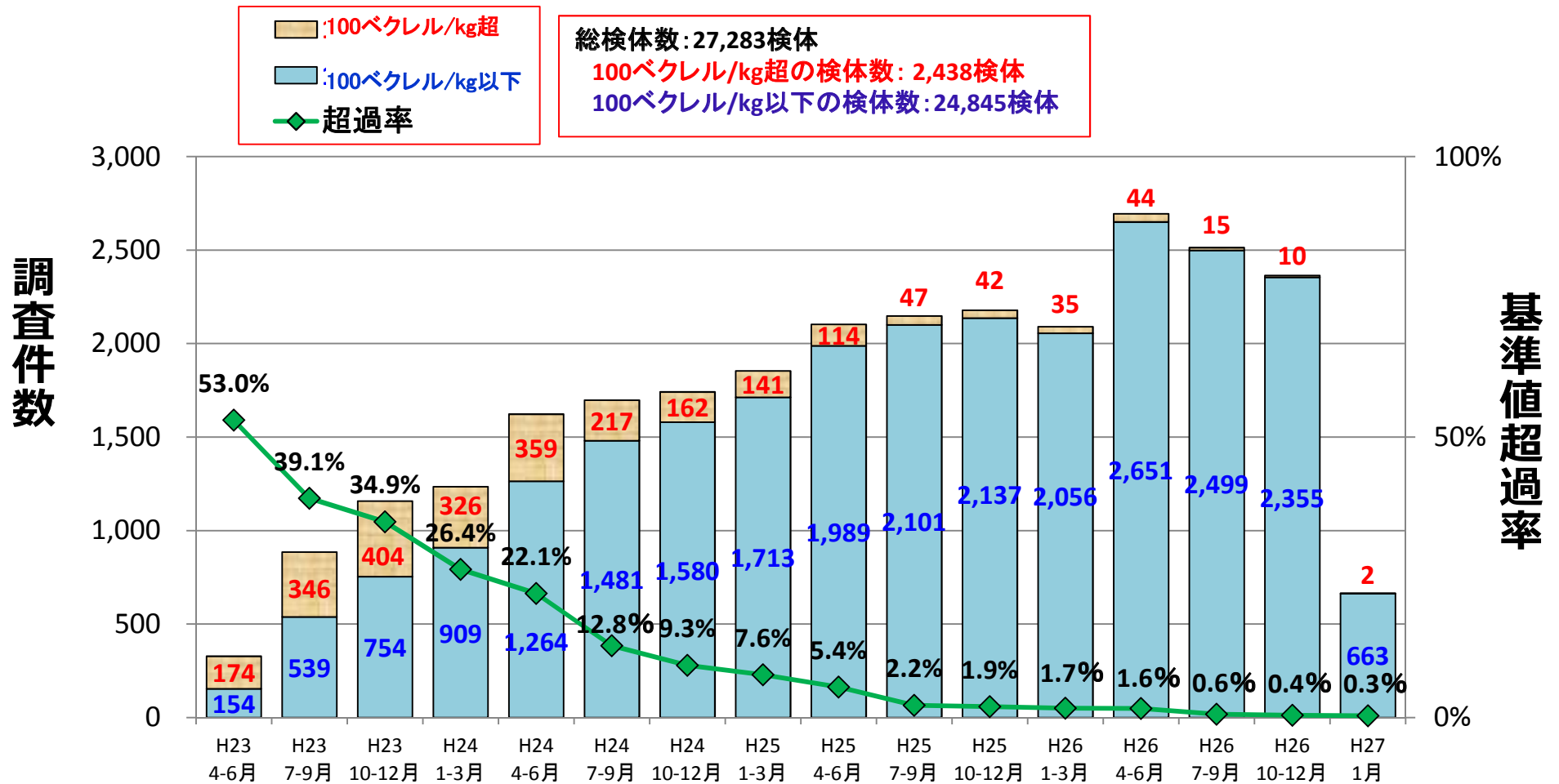
水産物の調査の考え方

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・ 50ベクレル/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

水産物の検査結果（福島県：27,283点）

基準値を超える割合が当初53.0%だったが、現在では0.3%まで低下

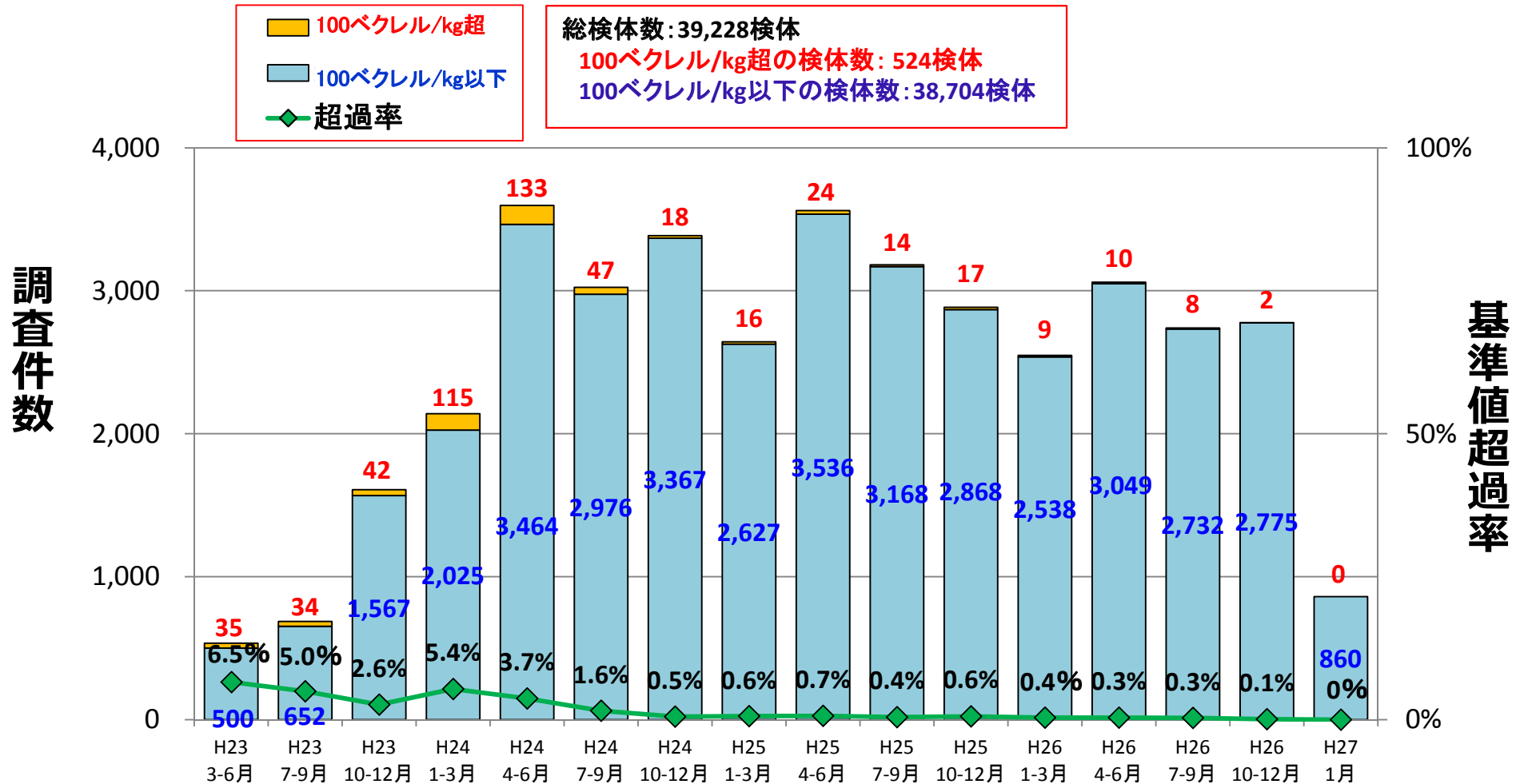


(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では1%を切るレベルで推移

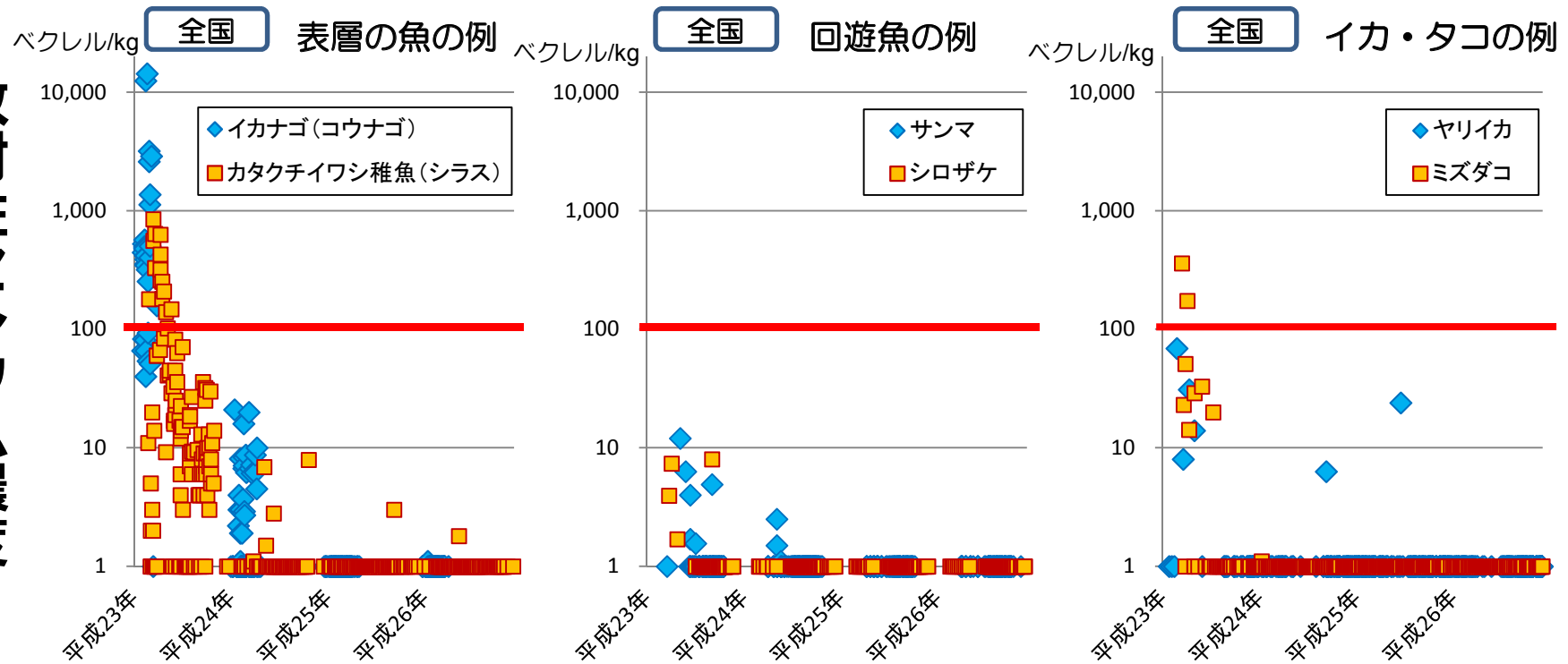


(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
 - 回遊魚、イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
 - カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係

放射性セシウム濃度



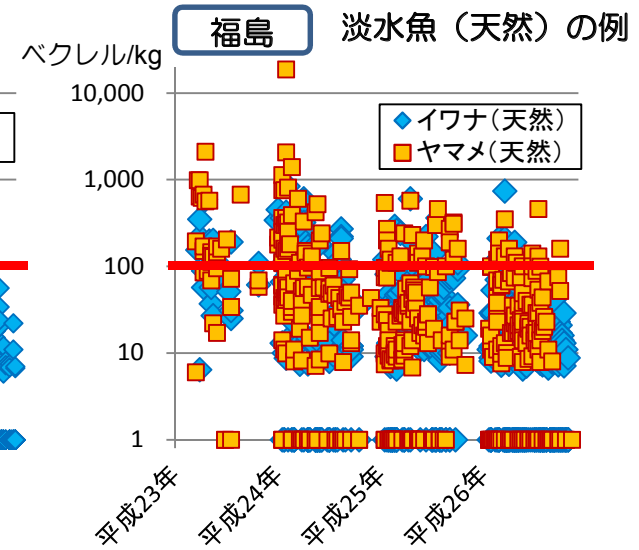
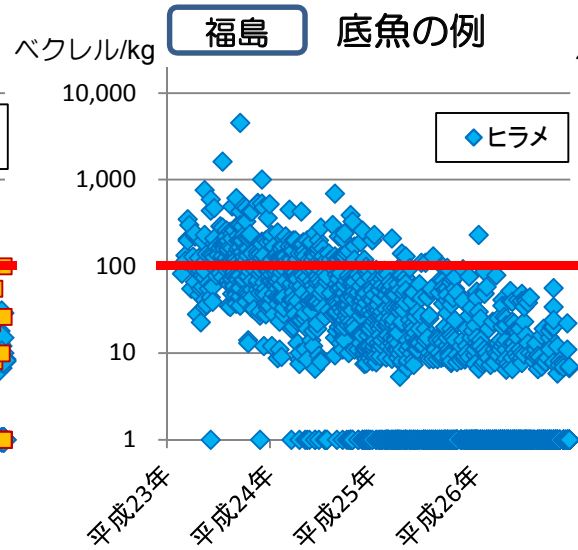
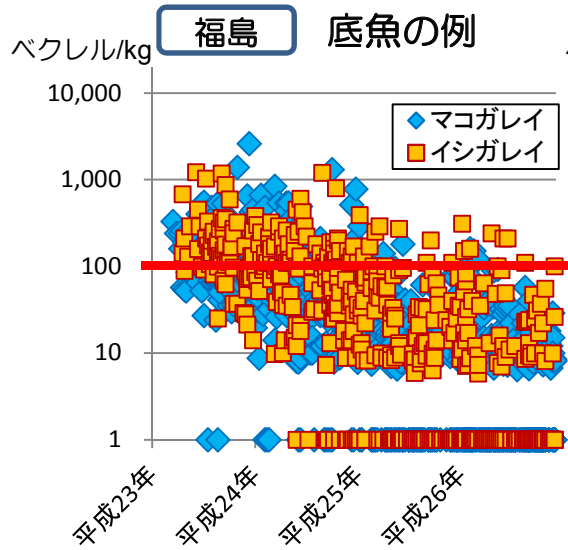
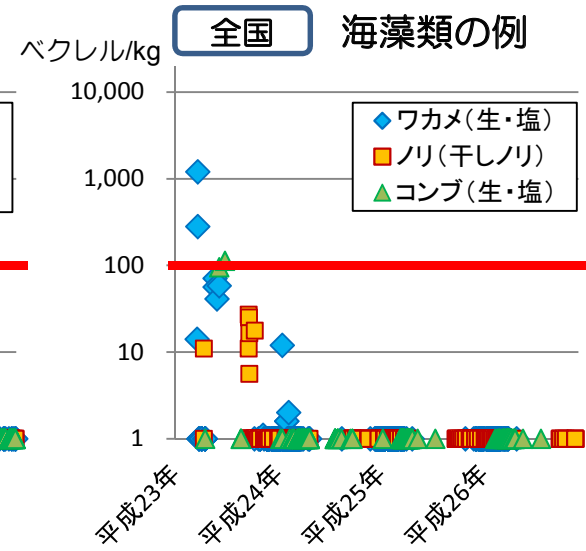
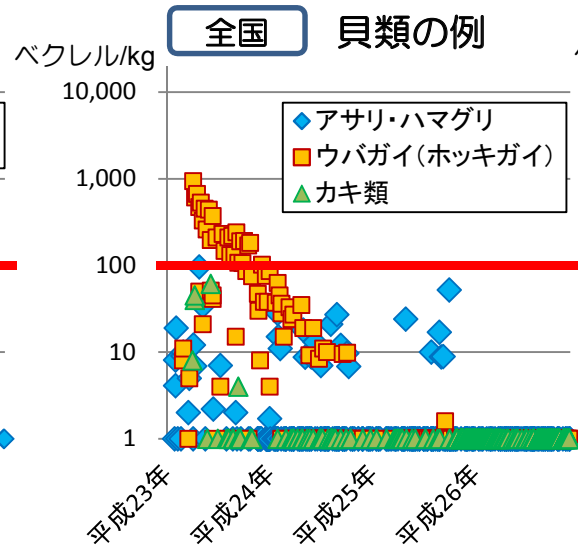
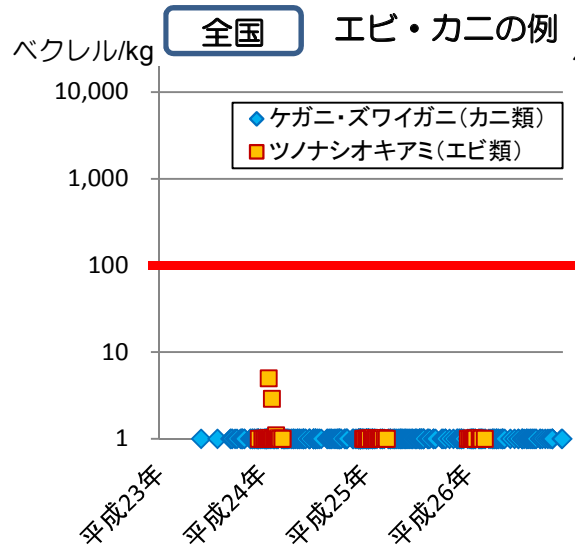
(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (2/2)

放射性セシウム濃度



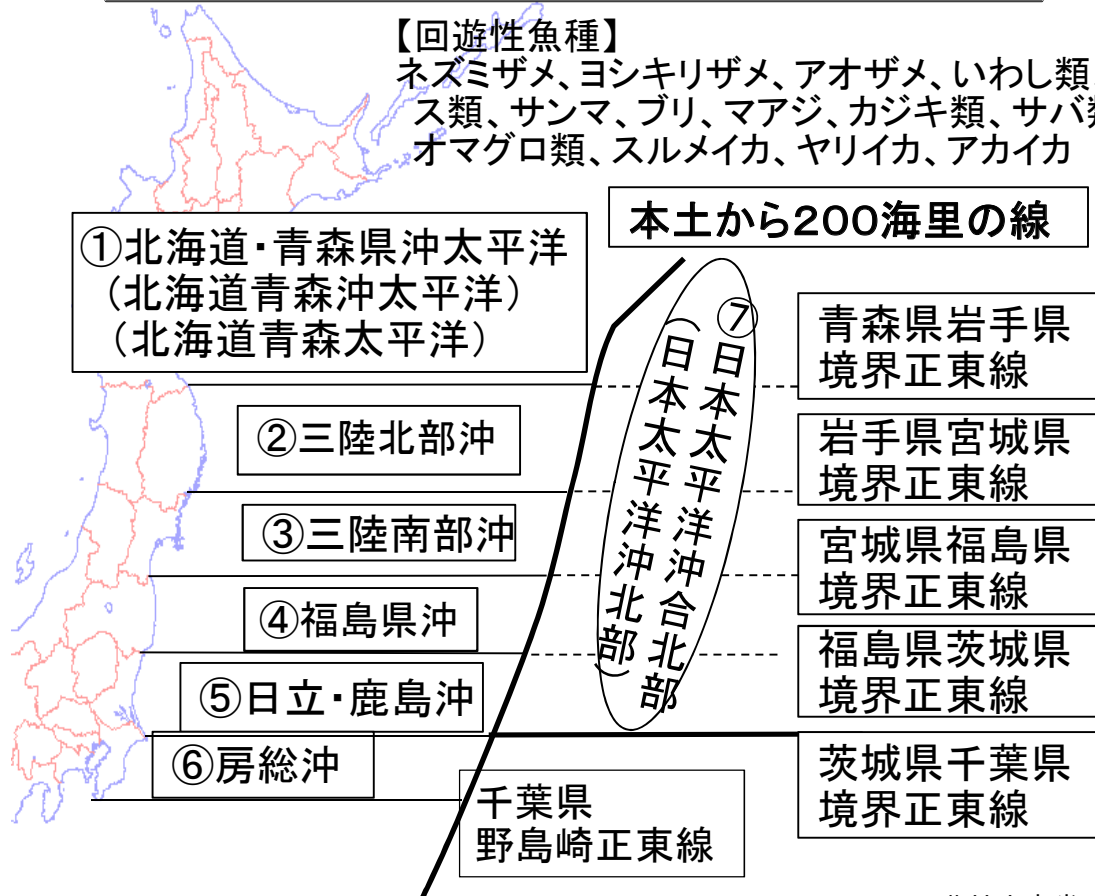
(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

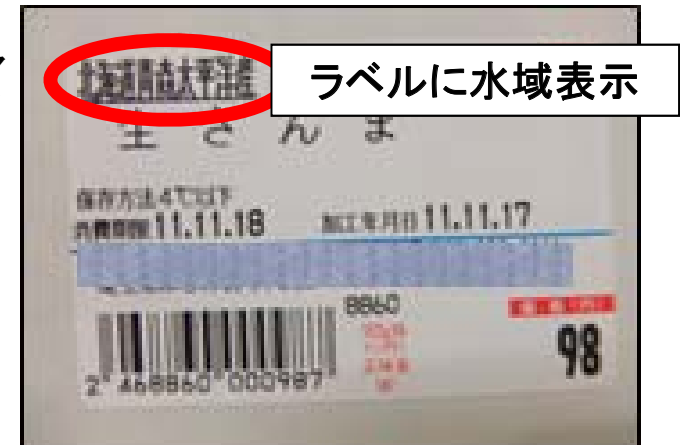
消費者への原産地情報の提供

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図

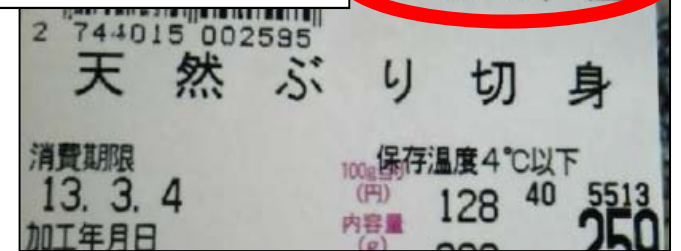


表示の例



ラベルに水域表示

房総沖産



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省